

松江市地域防災計画「風水害対策編」「震災対策編」 「各種災害対策編」「原子力災害対策編」修正の概要

1. 趣旨

国の防災基本計画の修正等を受けて、本計画を修正します。

2. 主な修正内容

(1) 多様な主体と連携した被災者支援 【風水害対策編、震災対策編】

- 災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)など被災者支援の仕組みの整備や避難所運営での協力体制に係る記述を追記します。

(2) 市民への情報伝達 【風水害対策編、震災対策編】

- 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることを追記します。

(3) 各体制の任務 【風水害対策編、震災対策編】

- 準備体制、警戒体制時に避難指示等の発令を可能とすること、支所において支所長の判断で体制配備を可能とすることなど実態に応じた任務に修正します。

(4) IP無線機の整備 【風水害対策編、震災対策編】

- 防災行政無線(移動系)に代わりIP無線機の整備を行ったため、関連の記述を修正します。

(5) 特定重大事故等対処施設等を考慮した緊急時活動レベル(EAL)の見直し 【原子力災害対策編】

- 国の指針改正に伴う「BWR(沸騰水型軽水炉)のEAL判断基準への特重施設等の追加」を反映します。

(6) その他 【共通事項】

- 松江市組織機構の再編に伴い担当課を修正します。
- 掲載資料の時点を修正します。